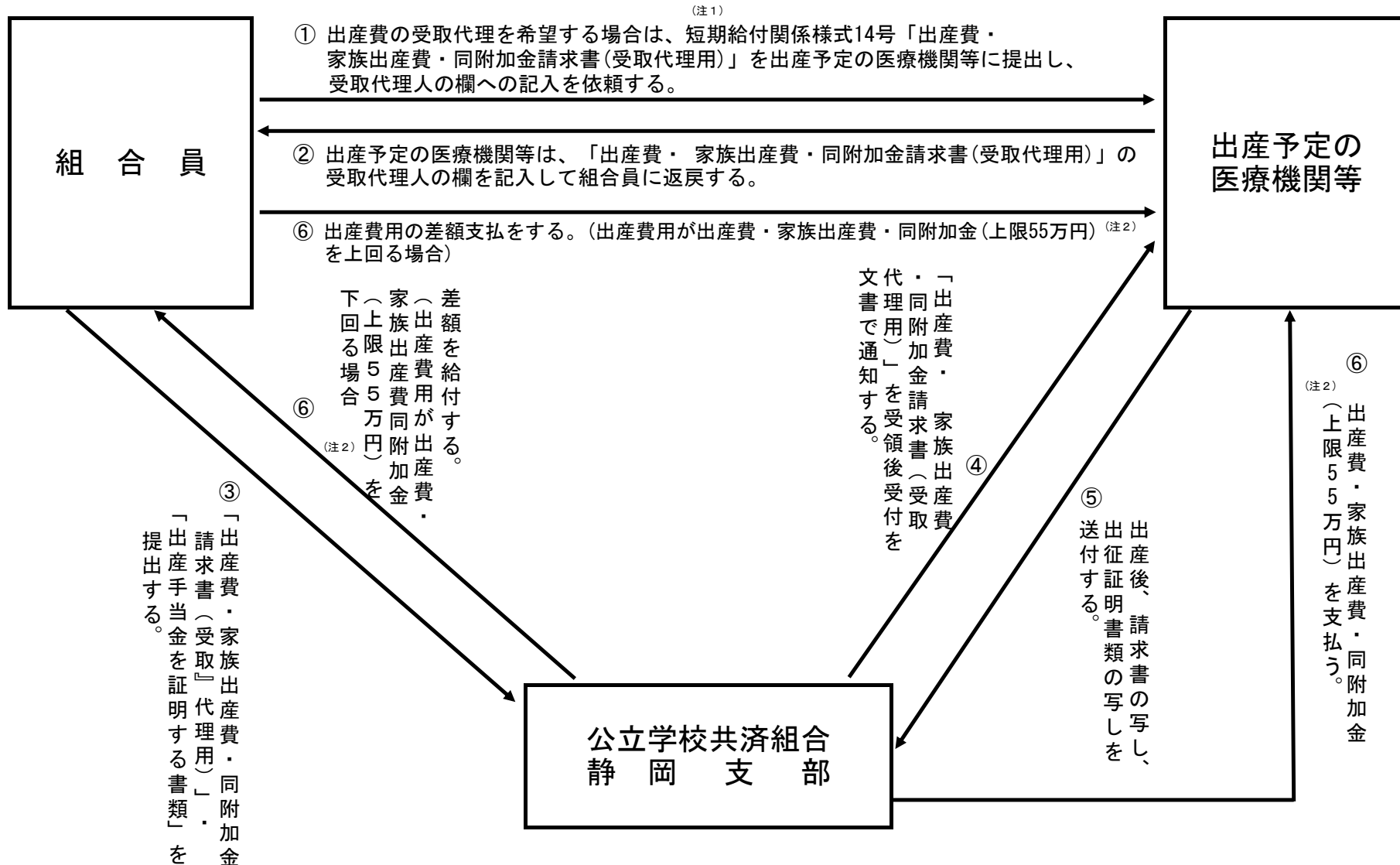


受取代理による出産費等の支払い



- (注1) 「出産費・家族出産費・同附加金請求書(受取代理用)」は、出産予定日まで2か月以内になった日以降に提出してください。なお、「出産費・家族出産費・同附加金請求書(受取代理用)」を提出後に受取代理の取下げ、変更の場合は、「出産費・家族出産等(出産費用) 受取代理に係る取下げ・変更申請書(短期給付関係様式第15号)」を共済組合に提出してください。
- (注2) 令和5年3月までの出産は47万円が上限となります。また、産科医療保障制度に未加入の医療機関等は53万8千円(令和5年3月までの出産は45万8千円)が上限額となります。